

## 船舶事故調査報告書

平成26年10月30日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成26年6月17日 12時45分ごろ
発生場所	青森県外ヶ浜町宇鉄漁港南東方沿岸 外ヶ浜町所在の宇鉄港東防波堤灯台から真方位150° 0.4海里（M）付近 （概位 北緯41° 13.9′ 東経140° 23.9′）
事故調査の経過	平成26年6月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第七十七福寿丸、138トン 124275、個人所有 33.62m (Lr) × 6.16m × 2.76m、鋼 ディーゼル機関、404kW、昭和55年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和60年4月26日 免状交付年月日 平成21年5月1日 免状有効期間満了日 平成27年4月25日
死傷者等	なし
損傷	本船 バルバスバウ及び船首部外板に凹損 消波ブロック なし
事故の経過	本船は、船長及び一等航海士ほか5人が乗り組み、平成26年6月17日08時00分ごろ、船首約1.4m、船尾約3.4mの喫水により、新潟県佐渡島沖の漁場へ向けて青森県むつ市大畑漁港を出港した。 船長は、操舵室左舷側に設置した踏み台状の椅子に腰を掛け、自動操舵とし、単独で操船に当たり、11時30分ごろ乗組員が運んできた食事をとった。 船長は、周囲に他船が見当たらなかったことから、気の緩みを、また、食後には眠気をそれぞれ感じていたが、津軽海峡周辺海域は船舶の往来が激しいため、外ヶ浜町龍飛埼を通過してから一等航海士に操船を交替しようと思い、眠気を覚まそうとし、冷やしていたコーヒー

	<p>缶を目に押し当てたり、自身の頭を叩いたり、擦<sup>こす</sup>ったりしながら操船を続けた。</p> <p>船長は、12時00分ごろ龍飛埼東方約7Mで龍飛埼東方約1Mの変針予定地点（以下「本件変針地点」という。）に向けて定針し、約257°（真方位、以下同じ。）の針路及び約9ノットの対地速力で自動操舵により、航行していたところ、強まった眠気に抗しきれずに椅子から降りて操舵室床に座り込み、船尾側の物入れに背中をもたれた体勢でいるうち、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>本船は、船長が居眠りした状態で航行を続け、12時45分ごろ本件変針地点の南西方の宇鉄漁港南東方沿岸に設置された消波ブロックに衝突して乗り揚げた。</p> <p>目が覚めた船長は、船首甲板に乗組員全員が集まっていることに気付き、船首甲板に移動し、負傷者がいないこと、及び本船に浸水がないことを確認した。</p> <p>本船は、満潮を待って機関を後進にかけて消波ブロックから離れ、青森県青森市青森港に入港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮流 強い東流、潮汐 低潮期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の漁期は6月10日ごろから12月末までの間であり、それ以外は休漁しており、本事故前日に今季初めて出漁したものの、無線機の不調により、大畑漁港に引き返していたため、本事故当日が今季初めての出漁であった。</p> <p>本船は、ふだん、主に船長及び一等航海士が単独で操船に当たり、船長は、眠気を感じた場合は一等航海士と操船を交替していた。</p> <p>船長の平均睡眠時間は、4時間弱であり、出港前の睡眠時間は約3時間30分であった。</p> <p>船長は、ふだん、朝食及び昼食をとる習慣がなかったが、本事故当日は乗組員が運んできた食事が食欲をそそるものだったため、残さずに食べていた。</p> <p>船長は、本事故当時の体調は正常であり、睡眠時無呼吸症候群と診断されたことはなく、これまで、急に強い眠気を感じたことや、意識を失ったことはなかった。</p> <p>船長は、本船が本件変針地点に向けて西進する際、東へ向かう潮流が強い場合は、南方に流されないように適宜針路を修正しながら航行していた。</p> <p>本船のレーダーは、障害物に接近すれば、警報が鳴る機能を備えていたが、船長は、船舶輻輳<sup>ふくそう</sup>海域を航行中に警報が鳴り続けるとの理由から、同機能を使用したことがなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>あり</p>

<p>船体・機関等の関与          気象・海象の関与          判明した事項の解析</p>	<p>なし          なし</p> <p>本船は、龍飛埼東方を本件変針地点に向けて自動操舵で西進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったことから、宇鉄漁港南東方沿岸に設置された消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、今季初めての出漁であり、生活サイクルの変化に体が慣れていなかったこと、ふだんはとる習慣のない食事をとり、食後には眠気を感じていたこと、出港前の睡眠時間がいつもより短かったこと、及び周囲に他船が見当たらず、気の緩みが生じたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>本船は、約257°の針路で航行していたところ、東へ向かう潮流に南方へ流されたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、龍飛埼東方を本件変針地点に向けて自動操舵で西進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、宇鉄漁港南東方沿岸に設置された消波ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独で操船中に眠気を感じた場合は、操船を交替すること、また、操船を交替できない場合は、次の操船者を早めに昇橋させて2人で操船に当たること。</li> </ul>